

広島大学教育行財政学研究室紀要

第1巻 第2号

《研究論文》

複数の学習支援事業の企画・運営における教育委員会事務局部局間の関係性
—過疎地域における地域未来塾と放課後講座に注目して—

平山大晟・滝沢潤

広島大学教育行財政学研究室

2025年3月

複数の学習支援事業の企画・運営における

教育委員会事務局部局間の関係性

—過疎地域における地域未来塾と放課後講座に注目して—

広島大学大学院・院生 平山 大晟
広島大学 滝沢 潤

1. 研究の目的と問題の所在

本研究の目的は、過疎地域で実施されている複数の学習支援事業の企画・運営及びそれに関わる教育委員会事務局職員の役割認識を分析することを通して、教育委員会事務局の部局間の関係性¹を明らかにし、子どもが直面する多様で複合的な困難に対応するための行政組織のあり方に示唆を得ることである。

2000年代に入って教育格差や貧困問題の深刻化によって社会的関心が高まるなか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（2013）」や「生活困窮者自立支援法（2013）」などが成立した。これにより、学習支援に財政的裏付けが与えられるとともに、新たな実践の契機となり、学習支援は政策的広がりを持つようになった²。今日では、国の事業として「こどもの生活・学習支援事業」、「地域未来塾」や「放課後子ども教室」などが実施されており、各市町村レベルでは放課後講座、公設塾³などが実施されている。すなわち、それぞれの所管や目的、対象などによって、多様な学習支援事業⁴が実施されている。

各市町村の自治体が多様な形態で実施する学習支援事業は、学力保障・学力向上や居場所づくりなどの役割を持ち、教育政策としてだけでなく福祉政策や地域振興政策など、政策分野横断的に学校外の学習環境を整備、充実させる追加的手段⁵として活用されている⁶。さらに近年では、全国的な実践の広がりの中で地域の独自性も見られるようになり、なかには同一の自治体が類似する複数の学習支援事業を実施する場合も見られる⁷。こうした自治体の実践は、学習環境を充実させ、そのセーフティネットを形成している事例として注目に値する。

しかしながら、任意事業として複数の学習支援事業を主導する自治体には、限られた地域資源を効果的に分配し、最大限活用することで、事業をより持続可能な形で下支えしていくことが求められる。そして事業の持続可能性を高めるためには、自治体内部の複数の組織が調整を図りながら事業を企画・運営することを通じて、子どもが直面する多様で複合的な困難への対応するためのセーフティネットを形成し、機能させていく必要があると考えられる。

この点に関する先行研究として、子どもに関連する行政の組織一元化あるいは組織間調整を検証した安宅の研究⁸がある。安宅は、政策決定レベルでの一元化について、これが組織の合理性を追求したものである以上、必ずしも子どもが直面する多様で複合的な困難への対応を保証するわけではないと指摘する。そのうえで、政治的な意思決定のレベルよりも「行政活動単位であり窓口の単位である基礎自治体の「課」のレベルで（組織間調整が：筆者挿入）実現されているかどうか肝要」であり、その場合、首長部局における子ども行政一元化は教育委員会が担う学校教育を所管できない点で限界を孕むことを指摘する。

安宅の研究は、学習支援事業を対象としておらず、また、子どもを対象とした首長部局（一般行政）と教育委員会（教育行政）のあり方を指摘したものである。そのため、教育委員会が実施する複数の学習支援事業において、教育委員会事務局における部局（「課」）間で、複数の学習支援事業がどのように企画・運営されたのかを分析し、どのようにセーフティネットを形成・機能させているのかを明らかにする必要があると考えられる。

そこで、本研究では、学習支援事業のなかでも類似している地域未来塾と放課後講座に注目する。地域未来塾は、文部科学省が主管して2015年度より実施している「中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援⁹」である。本事業は2018年11月時点で、557市町村で2,995箇所（中学校：2,820、高等学校：175）実施されている¹⁰。また、放課後講座は、一般に「学習塾の講師が放課後や土曜を利用して実際に学校で講座を開設」する事業を指す¹¹。そのため、一般的な事業の形態において、地域未来塾と放課後講座は、放課後の学校施設における生徒への学習支援として類似すると言えよう。

数少ない地域未来塾に関する先行研究について、大林は総人口100万人以下の県におけるこどもの生活・学習支援事業と地域未来塾の効果的な運用の在り方を考察し、「中山間部では普遍的制度とし、平野部や都市部では学力を基準に選別的制度とすること¹²」を提言している。また寺谷・野田は、愛知県における子どもの学習・生活支援事業と地域未来塾を取りあげ、事業関係者へのアンケート調査を行っている。その結果、地域未来塾には「特定の所得階層に限定せずに普遍主義的な特質がある¹³」ことを明らかにするとともに、企業等との関わりが比較的少なく、学校教育型の学習支援が中心になっていることを特徴として指摘した。一方、放課後講座に関する先行研究はほとんど見られない。

以上を踏まえると、学習塾などの商圏が成り立たず生徒が学校外教育を享受しにくい¹⁴過疎地域¹⁵などの市町村における複数の学習支援事業は、学習機会の保障を目指して学習環境の整備・充実を図る取組として注目に値する。さらに、過疎地域における地域未来塾は、放課後の学校施設における生徒への学習支援としての事業形態に加え、全ての子どもを対象とする点で普遍主義的であり、放

課後講座と類似する学習支援事業である。しかし、地域学校協働活動の一つに位置付けられる地域未来塾は主に社会教育担当課が所管する一方で、放課後講座は学校教育担当課が所管するケースも見られることから、過疎地域において類似する両学習支援事業が同一の市町村で実施されることも想定されうる。

したがって、本研究では、学習環境の整備が十分ではなく、地域資源の制約に直面しているにもかかわらず、地域未来塾や放課後講座といった類似する学習支援事業を複数実施している過疎地域に注目する。そのうえで、地域未来塾と放課後講座の企画・運営段階における会議録及び教育委員会事務局職員の役割認識について調査・分析し、教育委員会事務局部局間の関係性を明らかにする。これを踏まえ、過疎地域における学習環境の整備・充実において教育委員会が事業の企画・運営や組織間調整にどのように取り組むべきかについて示唆を得たい。

2. 研究の方法

本研究では、中学校段階の地域未来塾と放課後講座をはじめとして、複数の学習支援事業を実施する X 県 Y 市を事例に取り上げる。X 県 Y 市¹⁶は、2006 年に 4 町が合併して誕生した、人口 25,074 人（2024 年 12 月 31 日現在）、面積 318.10 km²であり、小学校が 7 校、中学校が 3 校ある。本市では、若年層の人口流出が深刻であり、X 県内で最も人口の多い県庁所在地のみではなく、隣接市に所在する高校への進学者も少なくない点が課題であった。本市では、この課題の要因が学習環境の格差、あるいはその負のイメージにあると判断され、学習支援事業の実施に至っている。

本調査では、まず Y 市における学習支援事業に関する議論を取り上げ、実施の背景と経緯を明らかにする。具体的には、Y 市における市議会と教育委員会定例会の会議録を分析した。続いて、Y 市の学習支援事業担当者に半構造化インタビュー調査を行った。具体的には、放課後講座と放課後英語講座、公設塾を担当する Y 市教育委員会学校教育課の A 氏と、地域未来塾を担当する Y 市教育委員会社会教育課の B 氏に半構造化インタビュー調査を行った（表 1）。

表 1 半構造化インタビュー調査の概要

調査実施日時	調査協力者	概要
2023 年 11 月 21 日	Y 市教育委員会学校教育課 A 氏	半構造化インタビュー（対面）
2024 年 1 月 9 日	Y 市教育委員会社会教育課 B 氏	半構造化インタビュー（電話）
2024 年 1 月 15 日	Y 市教育委員会学校教育課 A 氏	追加質問（メール）、資料提供

出典：筆者作成。

3. 複数の学習支援事業の概要と実施

(1) 複数の学習支援事業の概要と実施状況

Y市における学習支援事業は、学校教育課が小中学生の「つまずき解消¹⁷」を図る学習支援を単費で実施したことに始まる。これを前身として、社会教育課が実施した国の任意の補助事業が地域未来塾である。一方、学校教育課が所管し、放課後に行う課外学習に位置付けられ実施されていたのが、放課後講座と放課後英語講座である。また、高校段階では、2015年度から政策企画課（市長部局）が高校支援として追加的に実施してきた複数の学習支援事業が公設塾に一本化され、所管も学校教育課に変更された。こうして2023年度現在、Y市では中高生を対象とした事業だけでも4つの学習支援事業が展開されている（表2）。

表2 Y市における学習支援事業

	地域未来塾	放課後講座	放課後英語講座	公設塾
開始年度	2014年度	2022年度	2020年度	2022年度
所管	社会教育課	学校教育課	学校教育課	学校教育課
運営主体 (講師)	退職教員など	受託企業職員（Ⅰ）	受託企業職員（Ⅱ）	受託企業職員（Ⅲ）
対象	小学生・中学生	中学生	小学生・中学生	高校生
場所	放課後の空き教室	放課後の空き教室	放課後の空き教室	学校外施設を改修
事業内容	補習	受験対策	英語活動・英語学習	補習・受験対策
期待される 成果	「つまずき解消」	義務教育終了段階の 学力向上	英語を使ったコミュニ ケーション能力の育成	進学による 進路実現
財源	地域学校 協働活動費	ふるさと納税 応援基金	ふるさと納税 応援基金	ふるさと納税 応援基金

出典：X県教育委員会「活動事例集」2023年、23頁、Y市教育委員会ホームページ、Y市教育委員会「学校教育基本計画」（各年度）、公設塾ホームページ、調査結果を参照して筆者作成。

地域未来塾は、2023年度「学校を核とした地域力強化プラン」において「地域と学校の連携・協働体制構築事業」の地域学校協働活動のひとつに位置づけられている国の補助事業¹⁸である。地域学校協働活動は、「地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動¹⁹」である。地域学校協働活動の主体は主に自治体の教育委員会とされているものの、国と都道府県からそれぞれ3分の1ずつの割合で補助され

る地域学校協働活動費が財源となっており、この点で国の財政的補助を受けられる国の事業である。他方、放課後講座と放課後英語講座、公設塾は、ふるさと納税応援基金を用いたY市独自の事業として実施されている。

Y市教育委員会は、当初、放課後英語講座の対象拡大を図ったものの、結果的には放課後講座の対象校を拡大している。そしてY市では、独自事業である放課後講座が追加的に実施されるなかで、地域未来塾の対象が変更されている。例えば、地域未来塾は、2020・2021年度にはC・E中学校の第3学年でも実施した。しかし、第3学年で放課後講座が実施（C中学校：2022年度、E中学校：2023年度）されるようになると、地域未来塾がC中学校の第1学年やE中学校の第2学年（いずれも2023年度）を対象に実施されたのである。つまり、地域未来塾は、放課後講座の実施以前には全学年を幅広く対象としてきたものの、第3学年を対象に受験対策を行う放課後講座の実施拡大にあわせて、その対象を柔軟に変更してきたのである。

以上の複数の学習支援事業の概要と実施状況を踏まえると、中学生を対象とした複数の事業は、地域未来塾、放課後講座、放課後英語講座のそれぞれで目的や事業内容が異なっており、そのうえで対象校や対象学年の重なりを避けながら、それぞれが別々にY市内の中学生に学習支援を実施してきたと言えよう。しかし、そのため、複数の学習支援事業において、対象や事業内容、期待される成果などが、当初から明確にされ、体系的に実施されてきたものではなかった。そこで次項では、複数の学習支援事業における対象や事業内容、期待される成果などについて、どのようにして柔軟な調整・対応がとられたのかを明らかにする。

（2）放課後講座の実施判断

学習支援事業の実施判断を明らかにするにあたって、放課後講座が初年度はC中学校のみで実施され、次年度にD・E中学校においても実施されていることが注目される。この点について、2022年第2回市議会（第2日）、当時の教育長からY市の教育の現状も含めて、以下のような答弁があった。

「例えばE中学校であれば、これは地域未来塾が中学校3年生まで入っているんで、我々は今十分対応できているので、もうしばらく（放課後講座の実施は）検討させてほしい²⁰と。こういった学校事情もあるわけです。・・・学校のご判断にお任せしたいということで考えております。」

つまり、2022年度にC中学校のみが放課後講座を実施したのは、その他の3校では地域未来塾が実施されており、放課後講座実施の必要性が高いものではなかったためである。2023年度に放課後講座の実施を拡大した判断も、前年度

のC中学校の放課後講座において受講希望者が多数いたことを踏まえた学校運営協議会からの要望に基づいている。したがって、放課後講座の実施判断は、学校や学校運営協議会からの要望を前提としており、その要望への対応として実施される点で学校教育を補完する学習支援事業であることが看取できよう。

また、学校や学校運営協議会からの要望は、高校受験が少なからず影響しており、受験対策による学力向上が、子ども・保護者から要望される可能性は高いことが推察される。実際、B氏は、地域未来塾は「むしろ受験対策で今までは入ってくれていた」と述べた。つまり、放課後講座実施以前は、地域未来塾には学力保障を志向する「つまずき解消」と学力向上を志向する受験対策の両方が成果として期待・要望されていた。しかし、学力向上を目指す受験対策は、地域未来塾に本来求められる事業内容や成果（補習による「つまずき解消」）とは異なっている。そのため、地域未来塾では、受験対策による点数学力の向上への期待に十分に応えることは難しかったものと考えられる。そしてこのことが放課後講座実施拡大の背景の一つであると言えよう。付言すれば、地域未来塾に期待される成果は、放課後講座の実施とその拡大によって、補習による「つまずき解消」という本来のあり方を明確にしつつある。

以上を踏まえると、放課後講座の実施拡大に伴う地域未来塾の柔軟な対象変更は、単に複数の学習支援事業を実施したことによる対象の調整を行っただけではないことがわかる。つまり、学校と学年の対象が重複しないように調整されただけでなく、期待される成果に対しても柔軟に対応し、そのための内容も調整されている。そのため、あくまで学校教育を補完する学習支援事業（放課後講座）に対して、地域未来塾がさらに補完する状況となっている。

以上のような複数の学習支援事業の概要及び実施状況、実施判断を踏まえれば、それらの事業は、実施当初から長期的なビジョンやグランドデザインがあったわけではなく、自治体独自の事業である放課後講座の実施拡大に合わせて、国の事業である地域未来塾をその時々で重複しないように実施してきたことがわかる。換言すれば、学習支援事業はその時々で学校や学校運営協議会のニーズに応じて柔軟に対応する形で実施されてきた。そこで、次章では、こうした柔軟な対応を可能にした学校教育課と社会教育課の関係性について明らかにする。

4. 複数の学習支援事業を企画・運営する教育委員会事務局部局間の関係性

Y市における学習支援事業は、現段階で地域未来塾を社会教育課（B氏）、放課後講座を学校教育課（A氏）が担当している。そこで教育委員会事務局部局間の関係性がどのように成立しているのかを検討するために、両者がそれぞれの事業をどのように認識しているかを明らかにする必要がある。そこで、本調査で

明らかにした両者の役割認識をもとに、教育委員会事務局部局間の関係性がどのように成立しているのかについて考察する。

まず、B氏とA氏によれば、両課は何らかの具体的な調整・連携を行っているわけではなかった。しかし、お互いにどのような取組をしていて、どのような課題を抱えているかなどは大まかに把握しているとのことだった。つまり、企画段階における関連性や実践的な方向性は合意されていなかったものの、社会教育課が主導する地域未来塾が放課後講座の補完的役割を果たしていると考えられる。そこで、まずY市における社会教育課の地域未来塾の運営に関する役割認識について明らかにする。B氏の回答が以下である。

「・・・校長・教頭と（相談する）。学校教育課がどういう動きをするかということで、今は毎年変わっているような状況なので・・・」

「(地域未来塾は) 毎年していることですし、(校長・教頭は)「学校教育課がこんなことをするならじゃあ地域未来塾はこの学年にしようか」ということで事前に話をしてくれていると思います。」

ここから、地域未来塾は、学校教育課が所管する放課後講座の実施状況をみながら、教育委員会事務局職員（B氏）の学校への働きかけと各学校の校長・教頭の判断によって実施・運営されていることがわかる。具体的には、毎年B氏が各学校を訪問し、実施の有無について、受講希望者数や人員、時間的な問題を踏まえて校長や教頭に判断を仰いで決定する。また、対象学年や教科、扱う教材、開催日時等、実施内容についても校長・教頭と相談の上で決められる。つまり、学校教育課が所管する放課後講座の実施状況を踏まえた上で、地域未来塾の対象と内容を調整しており、こうした関係性が教育委員会事務局部局間に存在していた。換言すれば、学習支援事業の運営において、社会教育課は学校教育課が運営する事業の実施状況を踏まえて事業の対象と内容を調整していく補完的役割を果たしていると言えよう。

さらに、B氏は以下のように述べていた。

「・・・学校教育（課）の方が、そういうの（学習支援事業）に熱心に取り組むようになったらウチは補助的な感じでやっていくというような。・・・言にくいようなことですがけれどもそういう感じでやっています。・・・補助というか、隙間をウチが埋めるというような感じですかね。」

ここには、地域未来塾を主導する社会教育課の役割が示されている。社会教育

課が事業の運営段階で補完的役割を担っていることが、複数の学習支援事業を運営するうえで重要であったと考えられよう。

このように、社会教育課が事業の運営段階で補完的役割を担うことによって、教育委員会事務局の部局間において事業によって子どもが直面する多様で複合的な困難に対応するためのセーフティネットが形成されている。一方、学校教育課(A氏)は地域未来塾を「非常に大事な事業だと思う」と理解しているものの、社会教育課へ働きかけることはなく、学校運営協議会での要望に基づく事業対象の拡大に専念している。

しかしながら、社会教育課からの一方向的な関与のみではセーフティネットを形成することはできても、それが持続的に機能するかは疑問が残る。なぜなら、現時点では、地域未来塾を所管する社会教育課が、学校教育課が所管する放課後講座の補完的役割を柔軟に果たすことで、セーフティネットとして機能していると言えるからである。子どもが直面する多様で複合的な困難に対応するためのセーフティネットを形成し、持続的に機能させるためには、とりわけ学習塾などの商圈が成り立たず教育行政の果たすべき役割の大きいY市のような過疎地域においては、地域未来塾等と併せ、その形成のあり方と持続可能性を構想しておくことが強く求められると言えよう。

以上を踏まえると、Y市では、社会教育課が学校教育課主導の学習支援事業(放課後講座)に対して補完的に事業(地域未来塾)を運営し、学校教育課は地域未来塾への課題認識に基づいて、放課後講座を追加的手段として実施・運営している。こうした学習支援事業の運営において、担当部局同士の情報共有や議論は直接的に行われていない。教育委員会事務局部局間の関係性も、社会教育課は間接的に学校教育課に対する補完的役割を果たしているものの、学校教育課から社会教育課への働きかけは見られなかった。

5. 総合考察

以上、複数の学習支援事業の企画・運営及びそれに関わる教育委員会事務局職員の役割認識を分析し、教育委員会事務局部局間の関係性について明らかにしてきた。最後に、本研究の成果をまとめるとともに、複数の学習支援事業を企画・運営する際の組織間調整への示唆及びその課題について考察する。

本研究は、過疎地域のX県Y市を事例に、教育委員会が実施する地域未来塾と放課後講座の企画・運営の実態を明らかにした。これにより、教育委員会は、過疎地域における複数の学習支援事業の対象や内容などについて、学校や学校運営協議会の要望に原則として柔軟に対応しながら企画・運営していることが分かった。学校の補完的機能を果たす学習支援事業(放課後講座)に対して、地

域未来塾の柔軟な運営によって、これをさらに補完する状況が見られた。本研究では、この状況に着目し、教育委員会事務局部局間の関係性は、どちらかが補完的役割を持ったうえでアドホックに形成されており、間接的に複数の学習支援事業を子どもが直面する多様で複合的な困難に対応するためのセーフティネットを形成していることを明らかにした。

以上の本研究の成果を踏まえ、複数の学習支援事業を企画・運営する際の組織間調整への示唆は次のようなものとなろう。Y市における教育委員会事務局部局間の関係性は、自治体や地域社会におけるビジョンやグランドデザインがないまま、各部局が柔軟に対応し、偶発的に形成されたとも言える。したがって、他の自治体を含め、とりわけ様々な行政資源の乏しい過疎地域において、子どもたちが直面する多様で複合的な困難に対応するためのセーフティネットを形成し、機能させていくためには、あらかじめ、そうした子どもたちの困難への対応に高い優先順位を与える必要がある。これを教育行政やまちづくり、地域振興の柱としたビジョンやグランドデザインを描いた上で、組織間の調整を行い、持続可能な関係（連携協働の基盤）をかねてより構築しておくことが肝要であろう。

本研究の課題としては、まず、本研究で取り上げた放課後講座の事業は開始間もないため、引き続き継続的な検証・検討を行っていくことが求められる。また、本研究における調査対象は教育行政職員にとどまっており、学習機会保障のより確実な体制構築のためには、子どもや保護者、教員、地域住民、受託企業の職員を対象とした調査が求められよう。その場合、Y市では、学校運営協議会における要望が組織間調整の契機となるため、学校運営協議会における各ステークホルダーの役割を調査対象としていくことが具体的な研究課題である。学校運営協議会をそうした要望を具体化（事業化）する対話の場として位置付け、各ステークホルダーの役割認識を明らかにし、そこでの対話やコミュニケーションを継続的に検証・検討していくことで、地域社会全体において学習機会保障をどのようにデザインしていくのかについて重要な知見が得られよう。

註・引用文献

¹ 行政組織は、省庁・局・部・課・係といった単位組織に分割され、所掌事務をこれらの単位組織に分掌させており、そこでは基礎単位組織の内部組織の編成や部局間の調整などが問題となる（西尾勝『行政学 [新版]』有斐閣、2001年、183-186頁。）。行政組織における部局は、法的に定められた定義がないものの、一般にこうした基礎単位組織を総称する形で使用される。本研究では、これに従って「部局」と表記した上で具体的には「課」レベル同士の関係性に焦点化する。

² 川口洋誉「自治体における新自由主義的教育政策と教育福祉事業の展開とその転換—経済的困難を抱える子どもへの学習支援事業を取り上げて」『日本教育政策学会年報』第25号、2018年、106-107頁。

- ³ 高嶋真之「過疎地域における公設型学習塾の設置と教育機会の保障—北海道足寄町「足寄町学習塾」を事例として—」『教育学の研究と実践』第16号、2021a年、25頁。
- ⁴ 佐久間邦友・高嶋真之・本村真「離島における自治体主導型学習支援事業の現状と課題—沖縄県北大東村「なかよし塾」を事例に—」『島嶼地域科学』第1号、2020年、36–37頁。
- ⁵ 高嶋真之「義務教育段階における追加的な教育機会保障の今日的動向」日本教育制度学会『教育制度学研究』25巻、2018年、191–192頁。
- ⁶ 高嶋真之「Society5.0時代における公教育と民間教育産業の関係と教育行政の課題」横井敏郎・滝沢潤・佐藤智子編著『公教育制度の変容と教育行政—多様化、市場化から教育機会保障の再構築に向けて—』福村出版、2021b年、141–142頁。
- ⁷ 例えば、岡山県和気町は「和気町公営塾」や「英語特区」、「放課後学習支援」など、複数の学習支援事業を実施している。岩淵らは、岡山県和気町の教育によるまちづくり（「和気構想」）の施策を検証し、この構想が地域活性化のモデルになることを明らかにしている（岩淵泰・吉川幸・長宗武司「教育による地方創生戦略—教育の町『和気』構想を一例に—」『岡山大学経済学会雑誌』第49巻1号、2017年、41–68頁。）。
- ⁸ 安宅仁人「基礎自治体における子ども行政の一元化に関する研究—教育委員会における「子ども課」設置を中心に—」日本教育制度学会『教育制度学研究』16巻、2009年、102–115頁。
- ⁹ 文部科学省「様々な地域学校協働活動」(<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/samazamanachikigakkoukyoudoukatudou201908.pdf>)。以下のインターネット上の資料の最終閲覧日は、全て2025年3月30日である。
- ¹⁰ 文部科学省「地域学校協働活動パンフレット」(<https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/190708chiikigakkoukyoudoukatudoupanhuretto.pdf>)。
- ¹¹ 大桃敏行「学校教育の供給主体の多様化と日本型公教育の変容」大桃敏行・背戸博史編『日本型公教育の再検討—自由、保障、責任から考える』岩波書店、2020年、27頁。
- ¹² 大林正史「A県における子どもの貧困対策としての学習支援の現状と課題—生活困窮者自立支援法に基づく学習支援と地域未来塾を対象として—」『鳴門教育大学研究紀要』第35巻、2020年、130頁。
- ¹³ 寺谷直輝・野田博也「愛知県における子どもの学習・生活支援事業と地域未来塾の動向—自治体及び運営担当者に対するアンケート調査を手がかりとして—」『社会福祉研究』第24巻、2022年、52頁。
- ¹⁴ 佐久間邦友「公営塾の持続可能な運営方法の検討—岡山県和気町の「和気町公営塾」を手がかりに—」『学習社会研究』第5号、2023年、219–220頁。
- ¹⁵ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（2021）における「人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域」を指す。単位は市町村。
- ¹⁶ 以下は、Y市「第Y市総合計画」2023年、Y市「第2期Y市まち・ひと・しごと創生総合戦略」2020年、Y市「Y市過疎地域持続的発展計画」2023年、Y市教育委員会「Y市学校・園教育環境整備計画」2021年、による。
- ¹⁷ B氏への調査時に多用されていた表現であり、この表現が地域未来塾において共通して認識されている重要な事業成果であると考え、借用している。
- ¹⁸ 文部科学省「学校を核とした地域力強化プラン（令和5年度予算）」(https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/R5yosan_chiikiryokukyoka_plan.pdf)
- ¹⁹ 文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」([https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/gaidorain\(tiikigakkoukyoudoukatsudounosuishinimuketa\).pdf](https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/gaidorain(tiikigakkoukyoudoukatsudounosuishinimuketa).pdf))
- ²⁰ 抽出にあたっては、「・・・」を用いて一部省略し、（）を用いて一部補足している。具体的な名称の修正や下線は筆者による。半構造化インタビュー調査の抽出についても同様。

『広島大学教育行財政学研究室紀要』編集規程

1. 本誌の名称は、『広島大学教育行財政学研究室紀要』（Bulletin of the Laboratory of Educational Administration and Finance, Hiroshima University）とする。
2. 本誌は、広島大学教育行財政学研究室（以下、研究室）の研究成果（原則として研究論文、研究ノート、研究レビュー、教育政策及び制度の動向レビュー）の発表（研究室のWEBサイト（<https://www.hueducationaladministration.com>）での公開）に充てる。
3. 本誌の執筆資格は、研究室所属の教員、大学院生（博士課程前期及び後期）及び広島大学大学院教育学研究科及び同人間社会科学研究科の博士課程前期または後期に在籍した者、その他編集委員会が認めた者、が有する。
4. 本誌の刊行は、随時とする。
5. 編集は、研究室の教員（教育行財政学を専門とする博士課程指導教員）及び他大学の教員（過去に研究室に所属した修了生）の若干名からなる編集委員会が行う。原稿の掲載は、編集委員会において審議・決定する。なお、掲載に際し、編集委員会から修正を要求する場合がある。
6. この規程は、2024年9月1日より実施する。

『広島大学教育行財政学研究室紀要』原稿執筆要綱

1. 論文原稿は未刊行のものに限る。原稿は、完成原稿を提出する。
2. 原稿書式は次の各項の規定に従うものとする。
 - (1) 原稿は広島大学教育行財政学研究室WEBサイトからダウンロードした原稿執筆テンプレート（Wordファイル）で作成するものとする。
 - (2) 原稿は、(1)の原稿執筆テンプレートで、10枚以内（和文、英文とも）とする。句読点、カッコは全角、英数字は半角で記入する。
 - (3) 完成原稿は、必ずPDFファイルに変換して提出すること。なお、提出する前に、書式やフォントが以下の通りになっているか確認をすること。
 - ・基本書体：日本語フォント＝MS 明朝（ただし、見出しのみMS ゴシック）、英字フォント＝Times
 - ・文字サイズ：題目＝16ポイント（中央揃え）、副題＝12ポイント（中央揃え）、氏名・所属機関名＝12ポイント、本文＝12ポイント、大見出し＝12ポイント（MS ゴシック、ただし、英字のみTimes）、小見出し＝12ポイント（MS ゴシック、ただし、英字のみTimes）、注・引用文献＝10.5ポイント。
 - (4) 注および引用文献は、以下の形式を原則とし、論文末に一括して掲げる。
 - ・論文（和文）：筆者「論文名」『雑誌名』巻号、年、頁。
 - ・論文（欧文）：Name, "Magazine Name", Publisher, No. year, p. (pp.) .
 - ・和書：著者『書名』発行所、年、頁。
 - ・洋書：Name, "Book Name", Publisher, year, p. (pp.) .
 - (5) 原稿には、ページ番号を記入しないものとする。
3. 原稿執筆者による校正は、初校のみとする。
4. この要綱は、2024年9月1日より実施する。

『広島大学教育行財政学研究室紀要』編集委員会

吉田香奈（広島大学）

市田敏之（皇學館大学）

滝沢 潤（広島大学）

広島大学教育行財政学研究室紀要

発行 2025年3月31日

発行者 広島大学教育行財政学研究室

〒739-8524

東広島市鏡山 1-1-1

広島大学大学院人間社会科学研究科

滝沢潤研究室内

Email : takizawa@hiroshima-u.ac.jp